

## 令和2年度 大阪市防災会議 会議録

### 1 審議期間

令和3年2月25日（木）から令和3年3月10日（水）の間に意見聴取  
（新型コロナウイルス感染症に関する現状を勘案し、書面による開催）

### 2 会議方法

大阪市防災会議運営要綱第2条4項の規定に基づく書面審議

### 3 審議会委員

大阪市防災会議委員名簿に記載の各位

### 4 議題等

- (1) 大阪市防災計画の修正について
- (2) その他

### 5 議事要旨（主な委員意見）

- (1) 大阪市防災計画の修正案について、資料に基づき書面審議をいただいた。

#### 【大阪市地域防災計画（震災対策編）に対する意見】

（特定非営利活動法人 NPO 政策研究所 専務理事 相川委員）

- ・ 地震被害軽減のための調査研究に関する具体例が列記されているが、社会環境に関する調査項目が少ないのではないかと。災害被害の大小と社会環境が密接に関連していることは明白であるため、社会環境に関する調査項目を増やすことが望ましい。  
（第1部 1-12）
- ・ 事業者の責務・役割として、「自然災害からの避難を含む計画を作成する」という記載があるが、場合によっては、利用者の滞在保護等の機能を果たさなければいけなくなる場面が想定されるので、避難に限定した記載にはしない方がよいのではないかと。また、前述のような社会貢献（地域貢献）も事業者には求められることも示してはどうか。  
（第1部 4-2）
- ・ 情報のトリアージに関しては、SNS 等でのデマ拡散防止対策も含め、より具体的な検討及び記載が望まれる。（第2部 4節）
- ・ 従来、被災者は「指定避難所に避難した人」と捉えられがちだったが、今後は在宅避難等が増加することが予想されるため、災害対策本部や災害ボランティア本部にも在宅被災者支援チームが必要なのではないかと。（第2部 4-3）
- ・ 自主防災組織の活動の担い手は健常な男性に偏りがちであり、男女共同参画や多文化

共生、ソーシャルインクルージョンへの対応が不十分である場合が多々ある。そのため、人権への配慮や多様性の観点に関する記載を追加すべきである。(第2部 9節)

- ・ 躯体が堅牢な建物の場合、安易に外に出て指定避難場所に向かうとかえって危険となる場合もあるため、施設内に滞在することも選択肢に含んだ記載にしてはどうか。(第2部 17-3)
  - ・ 今般のコロナ渦において、避難所におけるコロナ対応に関しては、より踏み込んだ記載が求められる。(第2部 18-2)
  - ・ 避難行動要支援者に関する項目だけではなく、災害時要配慮者に関しても記載すべきなのではないか。(第2部 21節)
  - ・ 災害発生時の学校園における対策に関して、保護者へ引き渡す想定しかしていないのは非現実的である。特に、津波の懸念がある場合には安易に下校させず、校舎の高い階へ避難させることの必要性や教職員が別の学校園に自分の子供を預けている場合のフォローについて考えておく必要がある。(第2部 23-1)
  - ・ 市民等に対する防災知識の普及啓発に関して、避難後の助け合い、互助や共助で求められる項目等を記載すべきではないか。また、インターネットによる普及啓発にあたっては、オンライン講義や動画配信等、ICTを生かした手法を盛り込んでどうか。(第2部 25-2)
  - ・ 保健師による被災者支援は関連死を防ぐ重要な手立てである。今後、在宅避難等の指定避難所以外の被災者の増加が予想されることを踏まえて、保健師等の派遣計画において、在宅被災者の状況に関する内容も加えた方がよいのではないか。(第2部 41-4)  
⇒ (市の見解) 内容について検討が必要と考えるため、次回の修正の参考とする。  
災害時のトイレの注意点や備えておくべきものに関しては、マンションの管理組合や住民組織に対して別添、マニュアル等を作成しながら啓発しなければならないのではないか。(第2部 44-5)  
⇒ (市の見解) 当該内容の市民の方への周知について、今後検討していく。
  - ・ 復興のビジョンは発災に先立って作成及び周知を行っておく事前復興の考え方をとり入れるべきである。(第3部 2-2)  
⇒ (市の見解) 内容について検討が必要と考えるため、次回の修正の参考とする。
- (日本赤十字社大阪府支部 事務局長 大江委員)
- ・ 当社が担う責務・役割に関して、行頭文字の誤表記が見受けられるので修正をお願いしたい。(第1部 4-3)  
⇒ (市の見解) 誤表記の修正を行う。

(甲南女子大学 名誉教授 奥田委員)

- ・ コロナ渦における災害ボランティアの受入範囲を決めておくべきである。  
(第2部 11-1)  
⇒ (市の見解) 別途の要綱や協定書、マニュアルにおいて、災害ボランティアの受入範囲の明確化を検討していく。

(高齢社会をよくする女性の会・大阪 代表 植本委員)

- ・ 事業者の責務・役割に関して、記載されている内容を具体的に進めるためのアクションプランを作成し、事業所への研修等を行っていただきたい。(第1部 4-2)  
⇒ (市の見解) 事業者方に担っていただく責務・役割の周知に関して、別途アクションプランの作成や研修の実施を含めて検討を進めていく。
- ・ 大阪市の責務・役割として、防災活動の実施にあたって多様な主体の参画を推進し、要配慮者に配慮するよう記載があるが、要配慮者の例示を追記していただきたい。  
(第1部 4-3)
- ・ 感染症蔓延下における避難所の有効面積に関しては、具体的な算出目安を記入した上で、不足する避難所の数を確保する方策に言及する必要があるのではないか。  
(第2部 18-2)
- ・ 福祉避難所の指定に関しては、「速やかな指定を図るべき」という記載にすべきである。  
(第2部 18-2)
- ・ 避難行動要支援者の避難支援における公助の取組みに関して、大阪市避難行動要支援者名簿で独居高齢者や老々介護世帯が把握できるようにしていただきたい。  
(第2部 21-1)  
⇒ (市の見解) 内容について検討が必要と考えるため、次回の修正の参考とする。

【大阪市地域防災計画（風水害等対策編）に対する意見】

(特定非営利活動法人 NPO 政策研究所 専務理事 相川委員)

- ・ 自宅・施設内等での安全確保における、避難生活の長期化の記載に関して、長期間の停電も想定した備えに関する記載を追記してはどうか。(第2部 17-3)
- ・ 公共施設だけではなく、民間施設においても、緊急避難場所の機能を持つ建造物の増加や避難施設への導線としての外付け会談やスロープの設置等の推奨を大阪市として施策化することはできないのか。社会基盤施設の災害予防・応急対策に関する記載が少ないのが残念である。(第2部 8章 (27~30節))  
⇒ (市の見解) 内容について検討が必要と考えるため、次回の修正の参考とする。

(大阪管区気象台 台長 野村委員)

- ・ 避難勧告等の発令等の基準において記載がある、「予報官コメント」は令和3年2月24日より「気象台からのコメント」に名称を変更するため、当該記載の修正をお願いしたい。(第2部 17-2)  
⇒ (市の見解) 修正案の運用開始時点(令和3年4月1日)の現況にあった記載とするため、当該箇所の修正を行う。

【その他の意見】

(甲南女子大学 名誉教授 奥田委員)

- ・ 備蓄食料に関しては、高齢者、乳児、幼児、病者、障がい者等、災害弱者への配慮を十分にしておくことが重要である。これについては条例化し徹底して取り組む必要がある。  
⇒ (市の見解) 内容について検討が必要と考えるため、次回の修正の参考とする。

(高齢社会をよくする女性の会・大阪 代表 植本委員)

- ・ 避難場所・避難所における避難者の受入において、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるような方策に関する追記がされたことは評価できる。  
(震災対策編 第2部 18-3)
- ・ 防災知識の普及・防災教育において、要配慮者並びに、多様な性に関する追記がされたことは評価できる。(震災対策編 第2部 21-1)
- ・ 備蓄等の推進に関する事業者の責務において、高齢者、障がい者、多様な性によるニーズの違い等、多様な視点への配慮に関する追記がされたことは評価できる。  
(震災対策編 第2部 44-1)

(国土交通省淀川河川事務所淀川管内河川レンジャー 河川レンジャーアドバイザー 辻川委員)

- ・ 河川氾濫及び高潮による浸水想定を踏まえた修正がなされていること、特に、自主避難を基に「安全確保・避難行動」の指針を明確に打ち出していることは評価できる。また、国の動向に合わせた避難指示を打ち出していることが、市民の意識を高め、減災に繋がると考える。(風水害等対策編 全般)